

## 実質化された人・農地プラン

|       |               |           |          |
|-------|---------------|-----------|----------|
| 市町村名  | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
| 会津若松市 | 河東地区(岡田)      | 令和4年3月22日 |          |

## 1 対象地区の現状

|  |           |
|--|-----------|
| ①地区内の耕地面積                                | 53.64 h a |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計     | 44.88 h a |
| ③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計 | 3.06 h a  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                    | 3.06 h a  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計               | - h a     |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計        | 4.00 h a  |
| (備考)                                     |           |

## 2 対象地区の課題

|  |
|--|
| <p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中心経営体である集落の認定農業者は2名。</li> <li>○担い手の高齢化・農業機械の老朽化に伴う離農が加速している。</li> <li>○後継者については現状不足している。</li> </ul> <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○傾斜が厳しい農用地もあり、法面の草刈り等に苦慮している。</li> </ul> |
|--|

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|   |
|---|
| <p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○将来、リタイヤや規模縮小を検討している農業従事者については、基本的には集落内の中心経営体へ賃貸借を行う。</li> <li>○集落内の中心経営体が引き受けられなかった場合については、集落外の中心経営体へ賃貸借を行う。</li> <li>○中心経営体間で協議を行い、集約化を図り、作業の効率化が図られるよう調整していく。</li> </ul> |
|---|

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 新たな担い手の育成・確保

- 将来を見据え、現在の中心経営体が営農に関する助言を行い、新たな担い手を育成していく。
- 新規就農者となりうる若手農業従事希望者を誘致し、リタイヤ等で作付けされない畑地を活用していただく。また、作付け等に関する助言等を行い、継続して耕作していただけるよう集落として支援する。

② 農地中間管理機構の活用

- 現在、農業委員会の利用権設定を活用した賃貸借を行っているが、今後は貸し手、受け手それぞれの事務効率化につながることから、農地中間管理機構の活用も検討していく。
- ただし、貸し手の状況に合わせて農業委員会の利用権設定も併用しながら賃貸借を進めていく。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- 農地の維持管理を集落全体で行っていくにあたり、多面的機能支払制度を継続して活用していく。
- 組織体制については、農業者だけでは維持管理が困難なことから、非農家、関係団体も含め集落内全員で取り組める体制を維持していく。

④ 集落営農法人設立の検討

- 集落の担い手や兼業農家を中心とした集落営農法人の設立について検討を進め、集落内の農地については、外部の入作者に頼らず耕作できるよう検討していく。
- 設立された法人を①の方針で掲げた若手農業希望者の受け皿として位置付ける。